

介五郎

総合支援版

差分マニュアル

Ver. 6.8.0.0

令和元年 10月改正 暫定対応版



株式会社インフォ・テック

目次

1. はじめに	P. 2
2. 令和元年 10 月改正の概要	P. 3
3. システム共通の変更	P. 11
3-1. 特定処遇改善加算の追加	P. 11
3-2. 消費税改正への対応	P. 15
3-2-1. 枠外項目への軽減税率の適用	P. 15
3-2-2. 利用者別売上合計表の表示項目変更	P. 19
3-3. 障害種別の区分の追加	P. 20
3-4. 加算一覧表の追加と変更	P. 21
3-4-1. 特定処遇改善加算一覧表の追加	P. 21
3-4-2. 処遇改善加算一覧表の印刷様式の変更	P. 23
4. 居宅介護の変更	P. 24
4-1. 重度訪問介護の記録票印刷オプションの追加	P. 24
4-2. 同行援護の実績記録票の印刷様式の変更	P. 27
5. 通所支援の変更	P. 28
4-2. 就学前児童の児童発達支援無償化への対応	P. 28
6. その他の変更	P. 32

1.はじめに

今回リリースいたしました介五郎（総合支援版）「Ver.6.8.0」は、令和元年 10 月改正への暫定対応版となります。暫定版ですので、10 月以降の実績入力ができないように制限しています。

(1) 特定処遇改善加算の追加【システム共通】

本年 10 月から施行される加算「特定処遇改善加算」を追加しました。

(2) 消費税改正への対応【システム共通】

枠外（＝保険外）請求分に対して、消費税引き上げと軽減税率への対応を行いました。

(3) 障害種別の区分の追加【システム共通】

利用者台帳で設定できる障害種別について、これまで「身体」「精神」「知的」の 3 区分だったところに「障がい児」「難病」を追加して 5 区分にしました。

(4) 加算一覧表の追加と変更【居宅介護】【通所支援】

特定処遇改善加算の算定状況を確認するための帳票「特定処遇改善加算一覧表」を追加しました。

(5) 重度訪問介護の記録票印刷オプションの追加【居宅介護】

重度訪問介護の実績記録票を印刷する際に、記録票本体と確認用のページをセットで印刷する仕様でしたが、確認用ページが不要な場合に印刷しないようできるオプションを追加しました。

(6) 同行援護の実績記録票の印刷様式の変更【居宅介護】

同行援護の実績記録票の新しい様式に対応しました。

(7) 就学前児童の児童発達支援の無償化【通所支援】

本年 10 月から就学前の児童が児童発達支援を利用した際の自己負担金が無償化されます。介五郎でこの無償化の設定を行えるようにしました。

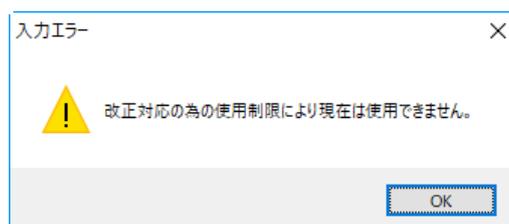
(8) その他の変更

そのほか、一部のサービスコードの廃止と、入力誤りがあった際のエラーチェックの強化を行いました。

10 月提供分以降の実績データ作成の制限

今バージョンでは、10 月以降の実績を作成できません。実績への取込を行おうとした場合は、下記エラーが表示され、中断されます。実績への取込は次回バージョンアップまでお待ちください。

【利用票実績入力で 10 月提供分を取り込もうとしたときのエラー】



2. 令和元年 10 月改正の概要

1. 特定処遇改善加算の新設

○2019 年度障害福祉サービス等報酬改定では、現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて、障害福祉人材の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行う。

特定処遇改善加算（※介五郎で対応しているサービスのみ抜粋）					
サービス区分	加算Ⅰ	加算Ⅱ	サービス区分	加算Ⅰ	加算Ⅱ
居宅介護	7.4%	5.8%	児童発達支援	2.5%	2.2%
重度訪問介護	4.5%	3.6%	放課後等デイサービス	0.7%	0.5%
同行援護	14.8%	11.5%	居宅訪問型児童発達支援	5.1%	
行動援護	6.9%	5.7%			
算定要件					
<p>○加算対象のサービス種類としては、今般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んできた処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの福祉・介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類とする。</p> <p>○長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所を対象とすること ・福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること ・福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていること <p>を加算の取得要件とする。その際、職場環境等要件に関し、実効性のあるものとなるよう検討する。</p>					
配分のルール					
<ul style="list-style-type: none"> ・〔①経験・技能のある介護職員〕は、〔②その他の介護職員〕の2倍以上とすること。 ・〔③その他の職種（役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）以上の者は対象外）〕は、〔②その他の介護職員〕の2分の1を上回らないこと。 <p>※①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定</p> <p>※①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能</p> <p>※平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能</p>					

2. 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し

○現行の福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率については、「平成 30 年度予算執行調査（財務省）」において、サービス提供実態に照らして過大に設定されている可能性があるという指摘を踏まえて、2021 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019 年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を 2021 年度報酬改定に適切に反映させる。

処遇改善加算（現行）			
サービス	加算区分	見直し後	現行
居宅介護	I	30.2%	30.3%
	II	22.0%	22.1%
	III	12.2%	12.3%
重度訪問介護	I	19.1%	19.2%
	II	13.9%	14.0%
	III	7.7%	7.8%
同行援護	I	30.2%	30.3%
	II	22.0%	22.1%
	III	12.2%	12.3%
行動援護	I	25.0%	25.4%
	II	18.2%	18.5%
	III	10.1%	10.3%

※区分Ⅳ＝区分Ⅲの加算率の 9 割、区分Ⅴ＝区分Ⅲの加算率の 8 割になります。

4. 基本報酬の見直し

○消費税引き上げに伴い、基本報酬を見直す。

（※一部サービスは紙幅の都合上主な算定区分のみを記載しています。詳細に確認したい場合は厚労省が公表している算定構造表をご覧ください）

【訪問系サービス】

<居宅介護>

基本報酬			
区分		見直し後	現行
身体介護	30 分未満	249 単位	248 単位
	30 分以上 1 時間未満	393 単位	392 単位
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	571 単位	570 単位
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	652 単位	651 単位

	2 時間以上 2 時間 30 分未満	734 単位	732 単位
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	815 単位	813 単位
	3 時間以上	896 単位+30 分 増すごとに 81 単位	894 単位+30 分 増すごとに 81 単位
通院介助 (身体伴う)	30 分未満	249 単位	248 単位
	30 分以上 1 時間未満	393 単位	392 単位
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	571 単位	570 単位
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	652 単位	651 単位
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	734 単位	732 単位
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	815 単位	813 単位
	3 時間以上	896 単位+30 分 増すごとに 81 単位	894 単位+30 分 増すごとに 81 単位
家事援助	30 分未満	変更無し	102 単位
	30 分以上 45 分未満		148 単位
	45 分以上 1 時間未満		191 単位
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	232 単位	231 単位
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	268 単位	267 単位
	1 時間 30 分以上	302 単位+30 分 増すごとに 34 単位	301 単位+30 分 増すごとに 68 単位
通院介助 (身体伴わず)	30 分未満	変更無し	102 単位
	30 分以上 1 時間未満		191 単位
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	268 単位	267 単位
	1 時間 30 分以上	336 単位+30 分 増すごとに 68 単位	335 単位+30 分 増すごとに 68 単位

<重度訪問介護>

基本報酬		
区分	見直し後	現行
1 時間未満	変更無し	184 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満		274 単位
1 時間 30 分以上 2 時間未満	366 単位	365 単位
2 時間以上 2 時間 30 分未満	457 単位	456 単位
2 時間 30 分以上 3 時間未満	549 単位	548 単位
3 時間以上 3 時間 30 分未満	639 単位	638 単位
3 時間 30 分以上 4 時間未満	731 単位	730 単位
4 時間以上 8 時間未満	816 単位+30 分増すごと に 85 単位	815 単位+30 分増すごとに 85 単位

8 時間以上 12 時間未満	1496 単位+30 分増すごとに 85 単位	1495 単位+30 分増すごとに 85 単位
12 時間以上 16 時間未満	2171 単位+30 分増すごとに 85 単位	2170 単位+30 分増すごとに 85 単位
16 時間以上 20 時間未満	2817 単位+30 分増すごとに 85 単位	2816 単位+30 分増すごとに 85 単位
20 時間以上 24 時間未満	3499 単位+30 分増すごとに 85 単位	3498 単位+30 分増すごとに 85 単位

<同行援護>

基本報酬		
区分	見直し後	現行
30 分未満	変更無し	184 単位
30 分以上 1 時間未満	292 単位	291 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	421 単位	420 単位
1 時間 30 分以上 2 時間未満	485 単位	484 単位
2 時間以上 2 時間 30 分未満	548 単位	547 単位
2 時間 30 分以上 3 時間未満	611 単位	610 単位
3 時間以上	674 単位+30 分増すごとに 81 単位	673 単位+30 分増すごとに 63 単位

<行動援護>

基本報酬		
区分	見直し後	現行
30 分未満	255 単位	254 単位
30 分以上 1 時間未満	403 単位	402 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	587 単位	586 単位
1 時間 30 分以上 2 時間未満	735 単位	733 単位
2 時間以上 2 時間 30 分未満	884 単位	882 単位
2 時間 30 分以上 3 時間未満	1032 単位	1030 単位
3 時間以上 3 時間 30 分未満	1182 単位	1179 単位
3 時間 30 分以上 4 時間未満	1330 単位	1327 単位
4 時間以上 4 時間 30 分未満	1480 単位	1477 単位
4 時間 30 分以上 5 時間未満	1628 単位	1624 単位
5 時間以上 5 時間 30 分未満	1777 単位	1773 単位
5 時間 30 分以上 6 時間未満	1925 単位	1921 単位
6 時間以上 6 時間 30 分未満	2075 単位	2070 単位

6時間30分以上7時間未満	2223 単位	2218 単位
7時間以上7時間30分未満	2373 単位	2368 単位
7時間30分以上	2520 単位	2514 単位

【相談系サービス】

<計画相談支援>

基本報酬			
区分		見直し後	現行
サービス利用支援費Ⅰ		1462 単位	1458 単位
サービス利用支援費Ⅱ		731 単位	729 単位
継続サービス利用支援費Ⅰ		1211 単位	1207 単位
継続サービス利用支援費Ⅱ		605 単位	603 単位
居宅介護支援費重複減算Ⅰ	利用支援費Ⅰ	-553 単位	-552 単位
	継続支援費Ⅰ	-604 単位	-602 単位
居宅介護支援費重複減算Ⅱ	利用支援費Ⅰ	-856 単位	-854 単位
	利用支援費Ⅱ	変更無し	-125 単位
	継続支援費Ⅰ	907 単位	904 単位
	継続支援費Ⅱ	301 単位	300 単位

<障害児相談支援>

基本報酬			
区分		見直し後	現行
障害児支援利用援助費Ⅰ		1625 単位	1620 単位
障害児支援利用援助費Ⅱ		814 単位	811 単位
継続障害児支援利用援助費Ⅰ		1322 単位	1318 単位
継続障害児支援利用援助費Ⅱ		661 単位	659 単位

【障害児通所支援】

<児童発達支援>

基本報酬			
区分	定員	見直し後	現行
児童発達支援センター			
障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）	30人以下	1085 単位	1081 単位
	31～40人	1004 単位	1000 単位
	41～50人	929 単位	925 単位

		51～60人	858単位	855単位
		61～70人	829単位	826単位
		71～80人	803単位	800単位
		81人以上	777単位	774単位
難聴児		20人以下	1383単位	1377単位
		21～30人	1190単位	1185単位
		31～40人	1074単位	1070単位
		41人以上	974単位	970単位
重症心身障害児		15人以下	1330単位	1325単位
		16～20人	1039単位	1035単位
		21人以上	923単位	919単位
児童発達支援センター以外				
障害児（重症心身障害児を除く）	主に未就学児	10人以下	830単位	827単位
		11～20人	559単位	557単位
		21人以上	435単位	433単位
	上記以外	10人以下	706単位	703単位
		11～20人	467単位	465単位
		21人以上	361単位	360単位
重症心身障害児		5人	2096単位	2088単位
		6人	1755単位	1748単位
		7人	1509単位	1503単位
		8人	1325単位	1320単位
		9人	1183単位	1178単位
		10人	1068単位	1064単位
		11人以上	836単位	833単位

<放課後等デイサービス>

基本報酬				
区分		定員	見直し後	現行
障害児（重症心身障害児を除く）				
授業終了後	区分1の1	10人以下	660単位	656単位
		11～20人	443単位	440単位
		21人以上	333単位	331単位
	区分1の2	10人以下	649単位	645単位
		11～20人	433単位	431単位
		21人以上	326単位	324単位

	区分2の1	10人以下	612 単位	609 単位
		11～20人	407 単位	405 単位
		21人以上	306 単位	304 単位
	区分2の2	10人以下	599 単位	596 単位
		11～20人	398 単位	396 単位
		21人以上	299 単位	297 単位
休業日	区分1	10人以下	792 単位	787 単位
		11～20人	532 単位	529 単位
		21人以上	412 単位	410 単位
	区分2	10人以下	730 単位	726 単位
		11～20人	486 単位	483 単位
		21人以上	376 単位	374 単位
重症心身障害児				
授業終了後	5人	1754 単位	1744 単位	
	6人	1466 単位	1458 単位	
	7人	1262 単位	1255 単位	
	8人	1107 単位	1101 単位	
	9人	988 単位	982 単位	
	10人	892 単位	887 単位	
	11人以上	685 単位	681 単位	
休業日	5人	2036 単位	2024 単位	
	6人	1704 単位	1694 単位	
	7人	1465 単位	1457 単位	
	8人	1287 単位	1280 単位	
	9人	1149 単位	1142 単位	
	10人	1038 単位	1032 単位	
	11人以上	809 単位	804 単位	
共生型放課後等デイサービス				
授業終了後		429 単位	427 単位	
休業日		554 単位	551 単位	

<居宅訪問型児童発達支援>

基本報酬		
区分	見直し後	現行
居宅訪問型児童発達支援	991 単位	988 単位

4. 【通所支援】就学前の障害児の発達支援の無償化

○満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する。

就学前の障害児の発達支援の無償化
無償化となるサービス
・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設
対象期間
満3歳になって初めての4月1日から3年間
注意点
・無償化にあたり、新たな手続きは不要。 ・利用者負担以外の費用（医療費や食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続き負担。 ・幼稚園・保育所・認定こども園等と両方利用する場合は、両方とも無償化の対象。

3. システム共通の変更

3-1. 特定処遇改善加算の追加

新設の特定処遇改善加算を介五郎で入力できるようにしました。令和元年10月以降で特定処遇改善加算を算定するには、あらかじめ事業所台帳で特定処遇改善加算の設定を行っておく必要があります。

- ・ 請求を行う自社分の台帳のみ設定が必要です。他社分の台帳は設定の必要はありません。

<事業所台帳ー加算関連入力>

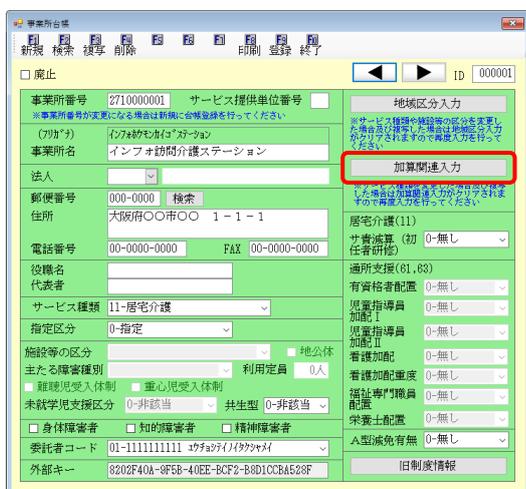
各設定項目

項目名	説明	
加算種類	「4-特定処遇改善加算 (令和1年10月新設)」を選択すると、特定処遇改善加算の設定を行えます。	
設定値	加算の区分を選択します。	
	特定処遇改善加算 I	特定処遇改善加算 I を算定する場合に選択します。
	特定処遇改善加算 II	特定処遇改善加算 II を算定する場合に選択します。
	あり	特定処遇改善加算を算定する場合に選択します。(居宅訪問型児童発達支援のみ)
開始日	加算の算定を開始する年月日を数値で入力します。	
終了日	加算の算定を終了する年月日を数値で入力します。現在有効な加算情報については空白にしておきます。	
確定	入力した内容を確定します。	
明細削除	不要な行をクリックしてから明細削除ボタンをクリックすると、その行を削除します。	

<特定処遇改善加算の入力>



- ① メインメニューの「事業所台帳」をクリックします。



- ② 設定したい事業所の台帳を呼び出し、「加算関連入力」をクリックします。



- ③ 加算種類欄で「4-特定処遇改善加算 (令和 1 年 10 月新設)」を選択します。



- ④ 設定値欄で加算の区分を選択します。

加算種類 04-特定処遇改善加算 (令和1年10月新設)

設定値	開始日	終了日
1-特定処遇改善加算 I	令和01年10月01日	

※現在有効でない設定値は終了日を入力してください

⑤ 開始日欄に加算の算定開始日を数値で入力します。

終了日は加算を算定しなくなるまで空白でかまいません。

加算種類 04-特定処遇改善加算 (令和1年10月新設)

設定値	開始日	終了日
1-特定処遇改善加算 I	令和01年10月01日	

※現在有効でない設定値は終了日を入力してください

⑥ 確定をクリックします。

登録

事業所番号 2710000001 サービス提供単位番号 地域区分入力

事業所名 インフォメーション

法人

郵便番号 000-0000 住所 大阪府〇〇市〇〇 1-1-1

電話番号 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000

役職名 代表者

サービス種類 11-居宅介護

指定区分 0-指定

施設等の区分

主たる障害種別

未就学児支援区分 0-非該当

委託者コード 01-1111111111

外部キー 8202F40A-9F5B-40EE-BCF2-B8D1CCBAE88F

⑦ F9登録をクリックして登録します。

• 設定した特定処遇改善加算は、請求明細書等に反映されます。

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
居宅介護	1	1	6	7	7	2	3	6	2	1	3	6	2								

3-2.消費税改正への対応

令和元年10月から消費税率が10%となります。また、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施され、軽減税率が適用される場合は税率を8%にするとされています。消費税は枠外分（障害福祉サービス以外の請求）に課税される場合があります。

- ・消費税率10%については、バージョンアップ後自動で令和元年10月以降を10%で計算します。
- ・軽減税率8%については、枠外入力の税区分欄に軽減税率8%を適用できる項目を追加しました。
- ・利用者別売上合計表にて、利用者請求分の表示項目を変更しました。

3-2-1. 枠外項目への軽減税率の適用

軽減税率8%の対象品目がある場合は、枠外項目マスタまたは枠外入力で税区分を「課税8%」にすることでその項目の消費税率を軽減税率8%にすることができます。

<枠外項目マスタ>

No.	サービス名	単価	単位	税区分	三控除	略称	既定
1	商品A (軽減)	1,000	個	4-軽減税率	<input type="checkbox"/>		0
2		0			<input type="checkbox"/>		0
3		0			<input type="checkbox"/>		0
4		0			<input type="checkbox"/>		0
5		0			<input type="checkbox"/>		0
6		0			<input type="checkbox"/>		0
7		0			<input type="checkbox"/>		0
8		0			<input type="checkbox"/>		0
9		0			<input type="checkbox"/>		0
10		0			<input type="checkbox"/>		0
11		0			<input type="checkbox"/>		0
12		0			<input type="checkbox"/>		0
13		0			<input type="checkbox"/>		0
14		0			<input type="checkbox"/>		0
15		0			<input type="checkbox"/>		0

<枠外入力>

No.	サービス名	単価	数量	単位	金額	税区分	三控除
1	商品A (軽減対象)	1,000	1	個	1,000	4-軽減税率	<input type="checkbox"/>
2		0	0		0		<input type="checkbox"/>
3		0	0		0		<input type="checkbox"/>
4		0	0		0		<input type="checkbox"/>
5		0	0		0		<input type="checkbox"/>
6		0	0		0		<input type="checkbox"/>
7		0	0		0		<input type="checkbox"/>
8		0	0		0		<input type="checkbox"/>
9		0	0		0		<input type="checkbox"/>
10		0	0		0		<input type="checkbox"/>
11		0	0		0		<input type="checkbox"/>
12		0	0		0		<input type="checkbox"/>
13		0	0		0		<input type="checkbox"/>
14		0	0		0		<input type="checkbox"/>
15		0	0		0		<input type="checkbox"/>

サービス種類合計 1,000円
利用者合計 1,000円

各設定項目（変更点のみ）

項目名	説明
税区分	明細ごとに消費税の課税設定を行います。
課税	令和元年10月以降は消費税率10%で計算（内税計算）します。
課税8%	軽減税率の対象品目として、消費税率8%で計算（内税計算）します。

※単価は従来どおり、税込み金額を設定します

<軽減税率の設定>

枠外入力で軽減税率を設定するときの手順です。



- ① メインメニューの「記録票実績入力」をクリックします。



- ② 「F6 枠外」をクリックして枠外入力画面を開きます。



- ③ 設定したい提供月・利用者を選択します。



- ④ サービス名など必要項目を入力します。

<利用者負担金請求書/領収書>

【帳票印刷処理】

(単票様式)

居宅サービス課
令和01年10月分

利用者氏名(姓) インフォ 一郎様
費用負担者氏名

事業所名及び住所等
〒543-0015 大阪府大阪市東淀川区東山町
住所 大阪府大阪市東淀川区東山町1丁目1番10号 居宅サービス課
電話番号 06-6972-0600

利用者負担金請求書
サービス内容・種別
① 浴介(転入(転出付)) 1,000円 1回 1,000円 課税
② 浴介(消費税10%) 1,000円 1回 1,000円 課税

総合実績
単位数合計 0単位
相対単価 0.00円
費用総額 0円
1割増当額 0円
上限月額課税額 0円
減免額 0円
上原課管理(利用者負担) 0円
自立活動料 0円
特別付帯費 0円
利用者負担 0円
除外分 利用者負担 2,000円
消費税 400円
請求額 2,000円

請求年月日 令和01年09月17日

(請求領収書セット様式)

利用者負担金請求書
令和01年10月分

利用者氏名 インフォ 一郎様
事業所名 居宅(居宅訪問) 事業所
住所 大阪府大阪市東淀川区東山町1丁目1番10号 居宅サービス課
電話番号 06-6972-0600

請求額 2,000円

請求年月日 令和01年10月17日

利用者負担金請求書
サービス内容・種別
① 浴介(転入(転出付)) 1,000円 1回 1,000円 課税
② 浴介(消費税10%) 1,000円 1回 1,000円 課税

利用者負担金請求書
請求額 2,000円

請求年月日 令和01年10月17日

(請求領収書セット様式(窓付))

平543-0015
大阪府大阪市東淀川区東山町

利用者負担金請求書 令和01年10月分

事業所名 居宅(居宅訪問) 事業所
住所 大阪府大阪市東淀川区東山町1丁目1番10号 居宅サービス課
電話番号 06-6972-0600

インフォ 一郎様
請求額 2,000円

請求年月日 令和01年10月17日

利用者負担金請求書
サービス内容・種別
① 浴介(転入(転出付)) 1,000円 1,000円 課税
② 浴介(消費税10%) 1,000円 1,000円 課税

利用者負担金請求書
請求額 2,000円

請求年月日 令和01年10月17日

※明細欄への税区分表示については、システム設定の利用者負担金請求書/領収書の項目で「消費税項目の表示(内税表示)」にチェックをすることで表示されるようになります。

利用者負担金請求書/領収書
印刷様式
③-請求領収書セット様式(窓付)
 消費税項目の表示(内税表示)
 利用額0円は印字しない
 医療費控除対象の明細欄表示
法人名の表示
①-事業所名のみ
 電話番号を表示しない

【利用者負担入金管理】

■請求書兼領収書

〒546-0015
大阪府大阪市天王寺区真田山町

請求書兼領収書 令和01年10月分

インフォ 一郎 様

原宅（原宅介護）事業所
〒537-0055
大阪府大阪市東成区中道3丁目1番16号 毎日東ビル2F
TEL: 06-8975-5655 FAX: 06-8975-5656 印

請求年月日 令和01年09月17日

前回請求額	御入金額	繰越額	今回請求額	（うち消費税額）	合計請求額
0円	0円	0円	2,000円	(169円)	2,000円

日付	お取引内容	税	入金額	請求額	残高
10/31	除外サービス				
	商品A（課税対象） 1,000円×1個	課			
	商品B（課税10%） 1,000円×1個	課			
	除外サービス合計 2,000円			2,000円	2,000円

※明細欄への税区分表示については、システム設定の利用者負担金請求書/領収書の項目で「消費税項目の表示（内税表示）」にチェックをすることで表示されるようになります。

利用者負担金請求書/領収書

印刷様式 ③-請求領収書セット様式（窓付）

消費税項目の表示（内税表示）

利用額0円は印字しない

医療費控除対象の明細欄表示

法人名の表示 ①-事業所名のみ

電話番号を表示しない

3-2-2. 利用者別売上合計表の表示項目変更

利用者別売上合計表の利用者請求分にて、税区分の内訳表示を変更しました。課税対象額の項目を課税、課税8%、非課税、対象外の4項目に細分化しました。

■利用者別売上合計表

部門名	利用者名	国保請求分				利用者請求分				令和01年10月分		合計売上額	
		国保請求額	自治体助成額	合計請求額	(課税対象)	利用者負担分	枠外金額分	合計請求額	(課税)	(非課税)	(課税%)		(対象外)
12-重慶訪問介護	000004-インフォ 一郎	0	0	0	(0)	0	1,000	1,000	(0)	(0)	(0)	(0)	1,000
部 門 合 計		0	0	0	(0)	0	1,000	1,000	(0)	(0)	(1,000)	(0)	1,000
総 合 計		0	0	0	(0)	0	1,000	1,000	(0)	(0)	(1,000)	(0)	1,000

3-3.障害種別の区分の追加

利用者台帳の障害種別欄が、これまで3区分になっていましたが、厚労省の標準区分とおなじ5区分にしました。

利用者台帳—障害種別欄

【新】5区分

「身体」「知的」「精神」「障がい児」「難病」

【旧】3区分

「身体障害」「知的障害」「精神障害」

3-4.加算一覧表の追加と変更

特定処遇改善加算の確認用帳票の追加と、処遇改善加算一覧表の印刷項目の見直しを行いました。

3-4-1. 特定処遇改善加算一覧表の追加

特定処遇改善加算の単位数・金額確認用に、特定処遇改善加算一覧表を追加しました。

■ 特定処遇改善加算一覧表

特定処遇改善加算一覧表					令和01年10月分	
番号	利用者名	サービス内容	所定単位		特定処遇改善加算	
			単位数	金額	単位数	金額
11-居宅介護						
1 000001	インフォ 一太	6772 居介特定処遇改善加算 I	4892	53,616	362	3,967
サービス種類合計			4892	53,616	362	3,967
総合計			4892	53,616	362	3,967

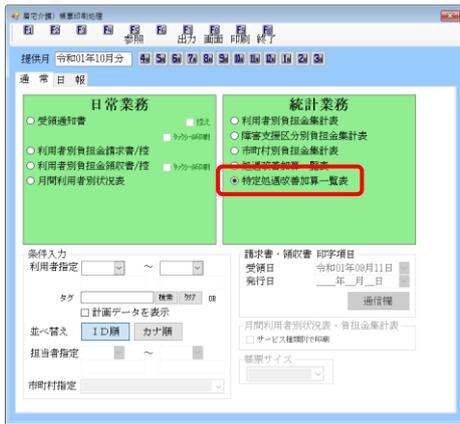
< 特定処遇改善加算一覧表の印刷 >



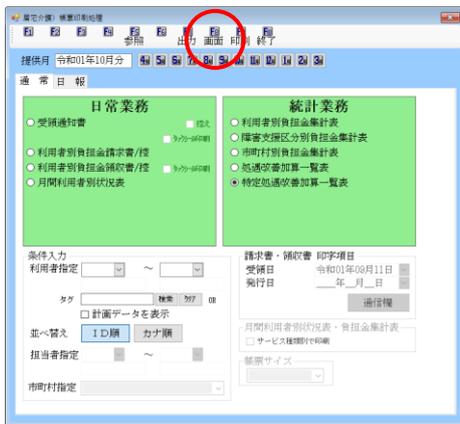
① メインメニューの「**帳票印刷処理**」をクリックします。



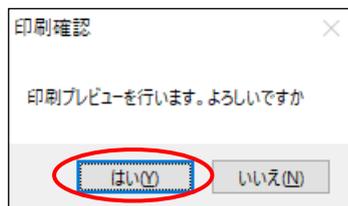
② 印刷したい提供月を選択します。



- ③ 「特定処遇改善加算一覧表」にチェックを入れます。



- ④ **F8画面**をクリックします。



- ⑤ 確認画面が表示されます。**はい(Y)**をクリックします。

科目	経費番号	サービス内容	所属単位	特定処遇改善加算
			単位数	金額
11 雑費				
1100011 シンフォ	一式	1772 国行特定処遇改善加算1	4102	59,41円
1100011 シンフォ	一式	サービス報酬合計	4102	59,41円
		前合計	4102	59,41円

- ⑥ 印刷プレビュー画面が表示されます。

3-4-2. 処遇改善加算一覧表の印刷様式の変更

処遇改善加算の印刷項目を見直し、処遇改善加算も含めた単位数・金額を表示していた「全体」欄を、処遇改善加算を除く単位数・金額を表示する「所定単位」欄に変更しました。

【新】所定単位＝処遇改善加算を除いた単位数・費用額の合計

処遇改善加算一覧表				令和01年10月分				
番号	利用者名	サービス内容	所定単位		処遇改善加算			
			単位数	金額	単位数	金額		
11-居宅介護								
1	000001	インフォ 一太	6715	居介処遇改善加算 I	4892	53,616	1477	16,187
サービス種類合計					4892	53,616	1477	16,187
総合計					4892	53,616	1477	16,187

【旧】全体＝処遇改善加算を含む単位数・費用額の合計

処遇改善加算一覧表				令和01年09月分				
番号	利用者名	サービス内容	全体		処遇改善加算			
			単位数	金額	単位数	金額		
11-居宅介護								
1	000001	インフォ 太郎	6715	居介処遇改善加算 I	4241	46,481	986	10,806
サービス種類合計					4241	46,481	986	10,806
総合計					4241	46,481	986	10,806

4. 居宅介護の変更

4-1. 重度訪問介護の記録票印刷オプションの追加

重度訪問介護の実績記録票を印刷するときに、確認用ページを印刷しないようにするオプションを追加しました。

<記録票入力印刷条件指定>

各設定項目

項目名	説明
重度訪問介護サービス提供実績記録票（確認用）を含まない	チェックを入れると重度訪問介護の算定確認用ページを印刷せず、実績記録票のみを印刷することができます。

<重度訪問介護の記録票印刷>

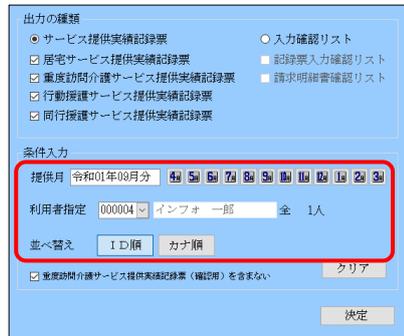
確認用ページを出力せずに印刷する手順です。



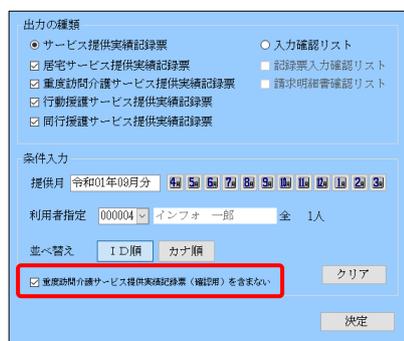
- ① メインメニューの「記録票入力」をクリックします。



- ② 「F6印刷」をクリックします。



- ③ 提供月を印刷したい月にし、重度訪問介護の利用者を選択します。



- ④ 「重度訪問介護サービス提供実績記録票（確認用）を含まない」のチェックを入れます。

⑤ **決定**をクリックします。

⑥ 確認画面が表示されます。**はい(Y)**をクリックします。

⑦ プレビュー画面が表示されます。重度訪問介護の実績記録票（確認用）ページが出力されていないことを確認してください。

4-2.同行援護の実績記録票の様式変更

同行援護の実績記録票を印刷したときの印刷様式を、令和元年10月版に変更しました。

■同行援護サービス提供実績記録票

【新】

【旧】

令和1年10月分 同行援護サービス提供実績記録票 (様式19)												
支店番号 0000000017		支店名称 支店名称		支店種別 インストア		店舗番号 2710000001		業務種別 居宅(同行援護)事		業務内容及び その事業所 居宅		
月	日	サービス 内容	同行援護計画 開始時間 終了時間 回数	サービス提供時間 開始時間 終了時間 回数	累計 時間	累計 回数	実施 回数	サービス 提供回数	担当者 氏名	備考		
7月	14日	同行 援護	10:00 11:00	10:00 11:00	1	1	1	1				
14日	21日	同行 援護	10:00 11:00	10:00 11:00	1	1	1	1				
21日	28日	同行 援護	10:00 11:00	10:00 11:00	1	1	1	1				
合計			4	11:00	4	4	4	4				

令和1年09月分 同行援護サービス提供実績記録票 (様式19)												
支店番号 0000000017		支店名称 支店名称		支店種別 インストア		店舗番号 2710000001		業務種別 居宅(同行援護)事		業務内容及び その事業所 居宅		
月	日	サービス 内容	同行援護計画 開始時間 終了時間 回数	サービス提供時間 開始時間 終了時間 回数	累計 時間	累計 回数	実施 回数	サービス 提供回数	担当者 氏名	備考		
2月	9日	同行 援護	10:00 11:00	10:00 11:00	1	1	1	1				
9日	16日	同行 援護	10:00 11:00	10:00 11:00	1	1	1	1				
16日	23日	同行 援護	10:00 11:00	10:00 11:00	1	1	1	1				
23日	30日	同行 援護	10:00 11:00	10:00 11:00	1	1	1	1				
合計			4	11:00	4	4	4	4				

5. 通所支援の変更

5-1. 就学前児童の児童発達支援無償化への対応

2019年10月1日から、就学前の児童発達支援の利用者負担が無償化されます。これに対応するため、無償化に関する項目の追加と、介護給付費・訓練等給付費明細書の様式を変更しました。

<利用者台帳>

各設定項目（変更点のみ）

項目名	説明
児発) 就学前の児童無償化期間	入力した生年月日に応じて、無償化が適用される期間が自動で入力されます。直接期間を入力することも可能です。

<記録票入力ー請求明細書>

各設定項目（変更点のみ）

項目名	説明	
就学前無償化	表示中の予定・実績が就学前の児童無償化期間に該当するかどうかを選択します。初期値では利用者台帳の無償化期間が反映されます。	
	0-非該当	児童無償化期間に該当しない場合に選択します。
	1-該当	児童無償化期間に該当する場合に選択します。

<利用者台帳での無償化設定>

利用者台帳で無償化の設定をしておくと、その設定が毎月の記録票入力に反映されます。



① メインメニューの「利用者台帳」をクリックします。



② 「通所支援」をクリックします。



③ 児童の生年月日を入力すると、就学前の無償化期間欄が自動で計算・入力されます。

自動計算した期間が実際の期間と異なる場合は手入力で修正してください。



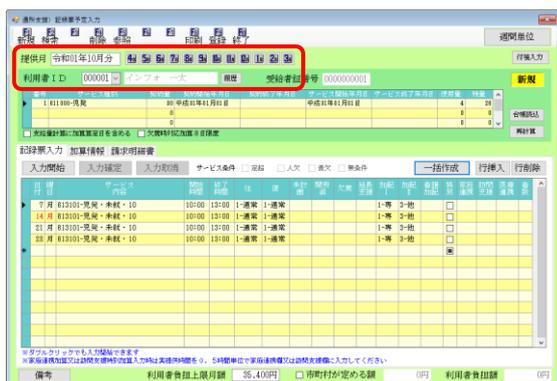
④ その他必要項目を入力し、「F9 登録」をクリックして登録します。

<記録票入力での無償化設定>

注意！

【利用者台帳で設定済みの場合】

利用者台帳で設定済みの場合、通常その設定が自動で反映されるので下記の入力は不要です。利用者台帳で設定済みなのに反映されていない場合は台帳読込を行ってください。



① メインメニューの「記録票入力」をクリックします。

② 未就学児の利用者を呼び出し、提供月を令和元年10月以降にします。

③ 「請求明細書」タブをクリックし、画面表示を切り替えます。

④ 「就学前無償化」欄で該当か非該当か選択します。

⑤ その他必要項目を入力し、**F9 登録**をクリックして登録します。

(非該当)

(該当)

事業所番号	275000001
サービス種類	61-児童発達支援
利用日数	4
給付単位数	4952
単位数単価	10.96
総費用額	54,278
1.児童発達支援	5,427
利用者負担額②	5,427
上限月額調整	5,427
調整後利用者負担額	
上限管理後利用者負担額	
決定利用者負担額	5,427
給付費	48,848
自治体助成分請求額	
喀痰吸引等	<input type="checkbox"/>

自己負担あり

事業所番号	275000001
サービス種類	61-児童発達支援
利用日数	4
給付単位数	4952
単位数単価	10.96
総費用額	54,278
1.児童発達支援	5,427
利用者負担額②	0
上限月額調整	0
調整後利用者負担額	
上限管理後利用者負担額	
決定利用者負担額	0
給付費	54,278
自治体助成分請求額	
喀痰吸引等	<input type="checkbox"/>

自己負担0円

• 無償化を設定すると利用者負担額②の額が 0 円になります。

6. その他の変更

その他の変更点です。

サービスコードの一部廃止

今回の改正にともなって下記のサービスコードが廃止になりました。

①「同行援護（身体伴う）」「同行援護（身体伴わず）」の廃止

同行援護（身体伴う/伴わない）は、平成 30 年度の改正で廃止が決定されておりましたが、経過措置で平成 31 年 3 月 31 日までは使用可能とされていました。令和元年 10 月以降はサービスコードも削除され、入力できなくなります。

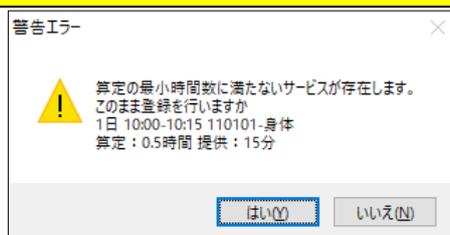
②「児童発達支援管理責任者欠如減算」と「個別支援計画未作成減算」の併算コードの廃止

児童通所支援にて、児童発達支援管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算の併算コードが廃止されました。両方の減算が適用される場合はどちらか重い方の減算での請求となります。

エラーチェック項目の追加

最近の国保連の審査判定の強化にともない、以下のエラーチェックを追加しました。

①「算定の最小時間数に満たないサービスが存在します。」



原因

入力したサービス明細の中に算定に必要な最小時間に達していない明細が存在しています。そのままでは請求時の一次判定時に警告になります。

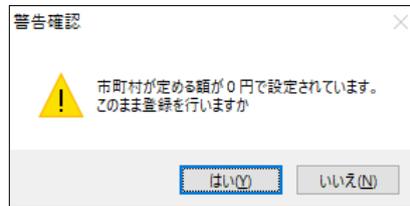
【算定に必要な最小時間】

- ◎身体介護・家事援助・通院介助（身体伴う/伴わず）・同行援護・行動援護＝20分以上
- ◎重度訪問介護＝40分以上

対処方法

入力したサービス明細の開始時間と終了時間を見直し、サービス提供時間が最小時間未満になっている明細をさがし、修正してください。

②「市町村が定める額が0円で設定されています。」



原因

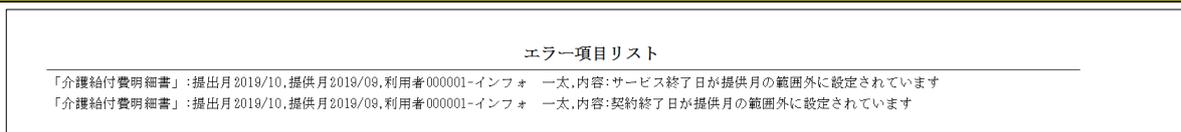
「市町村が定める額」欄のチェックがオンになっているにもかかわらず、金額欄が0円になっている場合に表示されます。

対処方法

金額を入力するか、市町村が定める額の設定が不要な場合はチェックをはずしてください。

③「サービス終了日が提供月の範囲外に設定されています」

「契約終了日が提供月の範囲外に設定されています」



原因

給付費請求書の作成時に出るエラーです。サービス提供終了年月日・契約終了年月日が作成した請求書の提供月以外の日付になっている場合に表示されます。

対処方法

利用者台帳と記録票実績入力にて各終了年月日を見直してください。

終了年月日は通常時は入力不要で、空白にしておいてかまいません。提供終了年月日・契約終了年月日に同じ提供月以外の日付が入っていると返戻になります。



介五郎（総合支援版）差分マニュアル

発行：株式会社インフォ・テック

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道3丁目15番16号 毎日東ビル 2F

(TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

<http://www.info-tec.ne.jp/>